

平成23年10月

お客さま各位

株式会社東邦銀行

東日本大震災により被災されたお客さまへの残高証明書発行について

株式会社東邦銀行（頭取 北村清士）は、東日本大震災を受けて、平成23年度の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」（※1）を発行するにあたり、被災されたお客さまから地震による建物倒壊、または津波による建物流出等の災害により当該家屋が居住の用に供することが出来なくなったことのお申し出があれば、「当該住宅の用に供することが出来なくなった日の残高証明書を発行する」（※2）ことをお知らせいたします。

なお、残高証明書郵送発行のご契約をいただいているお客さまにつきましては、当行から11月4日（金）に発送する予定ですが、転居等によりお手元に届かない場合は、お手数でもお取引店またはお近くの東邦銀行本支店までお問い合わせください。

（※1）「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」は住宅借入等特別控除を受けるために必要な書類としてお客さまに発行しております。

（※2）租税特別措置法による取扱いです。

本件に関するお問い合わせにつきましては、お取引店またはお近くの東邦銀行本支店までお問い合わせください。

また、臨時休業店舗（小高支店、浪江支店、富岡支店、双葉支店、檜葉支店、大熊支店）のお取引のお客さまにおかれましては、フリーダイヤル「0120-104-157」までお問い合わせ願います。

以上